

土壌汚染をめぐるブラウンフィールド対策手法

中間報告 環境省



土壌汚染対策法は平成 15 年 2 月に施行されましたが、この法施行に伴って地方自治体の条例等で定める土壌汚染調査、または土地取引や企業の資産管理を行う目的で実施する自主的な土壌汚染調査などが増加しています。

この土壌汚染状況調査結果から、人の健康に影響を及ぼす土壌汚染が顕在化するとともに、土地取引の際、土壌汚染が原因で売買契約が締結されないまたは円滑な土地利用や活用ができないといった混乱も発生し始めています。

このような土壌汚染に係わる諸問題が顕在化してきているなかで、「土壌汚染の存在、またはその懸念から、本来、その土地が有する潜在的な価値よりも著しく低い用途、または未利用となった土地」のことをブラウンフィールドといいます。

環境省ではこのようなブラウンフィールド問題についてその実態把握や解決方策に向けた検討を行い、この度、これまでの調査結果を中間とりまとめし、公表しました。

調査の結果から、ブラウンフィールド問題は既に一部で顕在化し始めていることが判明していました。ここで得られた情報をもとに、仮の推計を行ったところ、今後、我が国でブラウンフィールド化する土地の面積は約 2.8 万 ha、資産規模で約 10.8 兆円、これに要する対策費用は約 4.2 兆円と試算され、今後取り組むべき重要課題であることが指摘されています。

環境省では、今後とも土壌汚染をめぐるブラウンフィールド問題について実態把握を進めるとともに、解決方策の検討に取り組むこととしています。

当社では、このブラウンフィールド問題についても土壌汚染調査を実施し、これらの土壌汚染問題と土地利用や活用といった課題について相利共生のプロジェクト化を図り、解決策をご提案させて頂いております。是非、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2007 年 4 月 19 日付 環境省 報道発表資料

土壌環境箇所 明石康伸